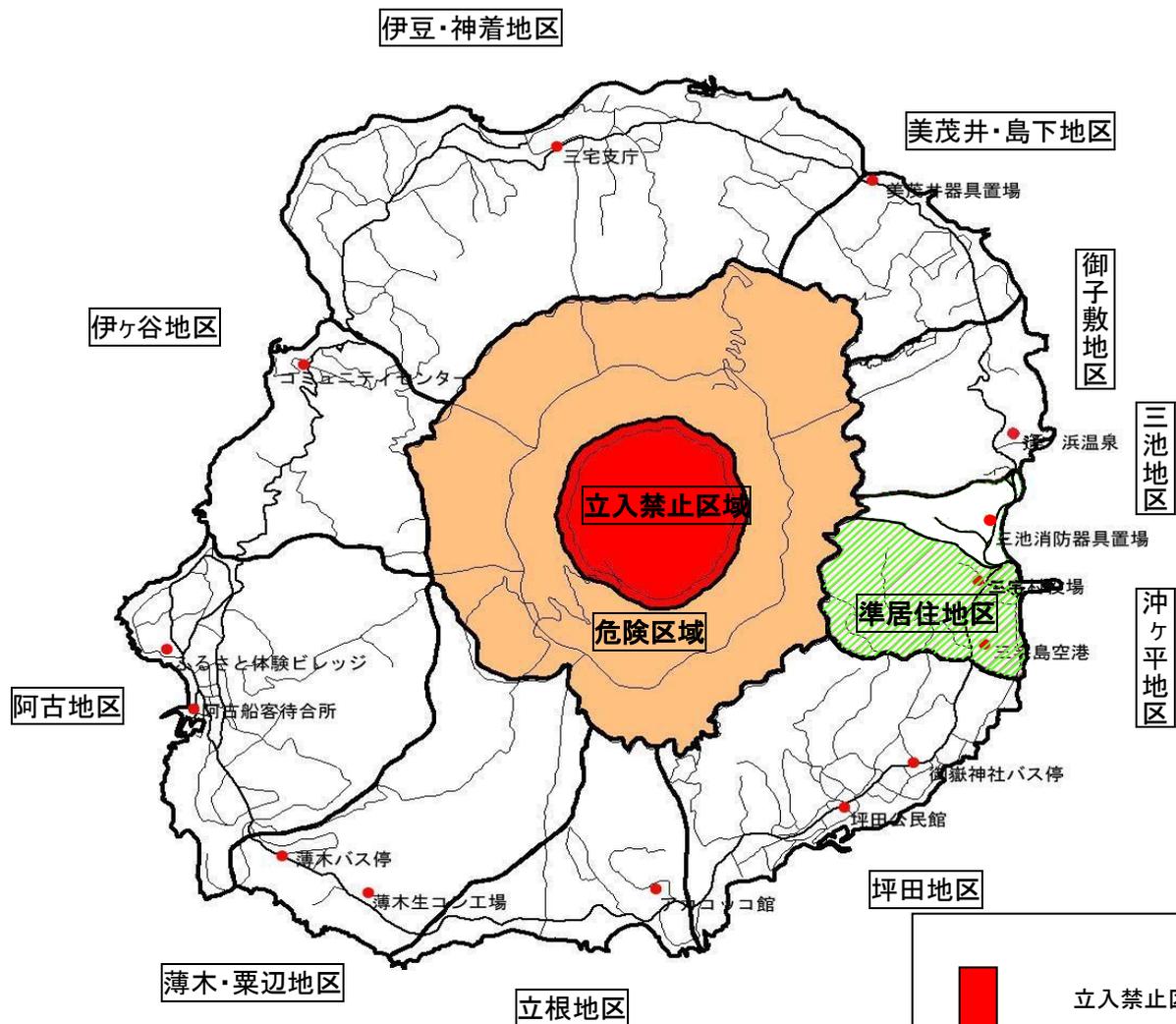


噴火警戒レベルの引下げについて

気象庁地震火山部は、本日（6月5日）、三宅島の火山活動が低下し、噴火の兆候は認められなくなったとして、噴火警戒レベルを2（火口周辺規制）から1（活火山である事に留意：旧表記「平常」）に引き下げました。

但し、主火孔から500m以内に影響する程度の噴火現象は突発的に発生する可能性がありますので、今後も火山活動の情報に注意してください。

なお、三宅島では、依然として火山ガスの放出が続いていることから、「三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例」により、今までどおり、雄山環状線より内側の区域（オレンジと赤の区域：下図参照）への立入を規制しております。



-  立入禁止区
-  危険区域
-  準居住地

【問合せ先】 総務課防災危機管理係 電話 5-0935
火山防災連絡事務所 電話 5-0980